

対象外種目	例外に該当する者	要介護認定結果等
車いす及び車いす付属品 (①・②のいずれかに該当する者)	①日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7 歩行「3. できない」
	②日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	認定調査結果がないため、主治医の意見を踏まえつつ、サービス担当者会議等を開催するなどの適切なケアマネジメントを通じて、指定介護予防支援事業者又は指定居宅介護支援事業者が判断
特殊寝台及び特殊寝台付属品 (①・②のいずれかに該当する者)	①日常的に起き上がりが困難な者	基本調査1-4 起き上がり「3. できない」
	②日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 寝返り「3. できない」
床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 寝返り「3. できない」
認知症老人徘徊感知機器 (①・②のいずれにも該当する者)	①意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1 意思の伝達「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2～基本調査3-7のいずれか「2. できない」 又は 基本調査3-8～基本調査4-15のいずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 基本調査2-2 移動「4. 全介助」以外
	②移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2 移動「4. 全介助」以外
移動用リフト(つり具の部分を除く) (①・②・③のいずれかに該当する者)	①日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8 立ち上がり「3. できない」
	②移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1 移乗「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
	③生活環境において段差の解消が必要と認められる者	認定調査結果がないため、主治医の意見を踏まえつつ、サービス担当者会議等を開催するなどの適切なケアマネジメントを通じて、指定介護予防支援事業者又は指定居宅介護支援事業者が判断
自動排泄処理装置 (①・②のいずれにも該当する者)	①排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6 排便「4. 全介助」
	②移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1 移乗「4. 全介助」